

# 和光市図書館ツイッター運用要領

令和2年12月3日決裁

## (目的)

第1条 この要領は、和光市図書館（以下「図書館」という。）が、T w i t t e r（以下「ツイッター」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター T w i t t e r, I n c. がインターネットにおいて提供する、140字以内のメッセージや画像、動画、URLを公開するサービスをいう。
- (2) アカウント 図書館がツイッターを設置・運用するために取得した権利ユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為及び投稿された文章等をいう。
- (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するようにアカウントを登録することをいう。

## (運営主体及び運用管理者)

第3条 ツイッターの運営主体は図書館とし、運用管理者は図書館長とする。アカウントの管理及び情報発信は図書館が行う。

- 2 アカウント名は、「和光市図書館」とする。
- 3 ユーザー名は、「@W a k o C i t y L i b r a r y」とする。
- 4 運用管理者は、アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。
  - (1) ユーザー情報並びにパスワード等の管理
  - (2) ツイッターへの情報の掲載及び削除等の承認、指示
  - (3) その他、適切な運用を行うために必要な事項

## (アカウント運用者の明示)

第4条 図書館は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてユーザー

名を、図書館ホームページに明示する。

2 図書館は、アカウントの運営主体についてツイッターのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 ツイッターに掲載するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として図書館が行う。

2 掲載する内容については、和光市総務部情報推進課が別途定める「和光市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(掲載内容)

第6条 図書館は、次の各号に掲げる事項をツイッターに掲載する。

- (1) 図書館の事業に関する情報
- (2) 図書館の利用に関する情報
- (3) 図書館の所蔵資料に関する情報
- (4) 図書館の報道発表に関する情報
- (5) その他、運用管理者が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート及び及びフォローの制限)

第7条 ツイッターは、発信のみを行い、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、リツイートについては、運用管理者が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンク先は、原則として図書館ホームページに記載するものとする。ただし、国、埼玉県、和光市、他の地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、運用管理者が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(免責事項)

第9条 図書館は次の号に掲げる事項について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 図書館がツイートした情報を利用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 前2号に掲げるものの他、図書館アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害

についても、一切の責任を負わない。

- (4) この要領は、予告なく変更及び見直しを行う場合があるものとし、なんらかの理由で不都合が発生した場合は運用を中止することができるものとする。

(その他)

第10条 その他この要領に定めのない事項は、運用管理者が別に定める。

付則

この要領は、令和2年12月3日から施行する。